

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年6月30日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第21号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和33年墨田区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「なった職員」の次に「、法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業中の職員」を、「その休職」の次に「、配偶者同行休業」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。